

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案

新旧対照条文 目次

○	職業安定法施行令（昭和二十八年政令第二百四十二号）（第一条関係）	1
○	建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）（第二条関係）	4
○	中小企業等経営強化法施行令（平成十一年政令第二百一号）（第三条関係）	5
○	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百四十六号）（第四条関係）	8
○	厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）（第五条関係）	9

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第五条の六第一項第三号の政令で定める労働に関する法律の規定）</p> <p>第一条 職業安定法（以下「法」という。）<u>第五条の六第一項第三号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。</u></p> <p>一（略）</p> <p>二 法第五条の三第一項（労働者の募集を行う者に係る部分に限る。）、<u>第二項及び第三項、第五条の四第一項（労働者の募集</u></p>	<p>（法第五条の五第一項第三号の政令で定める労働に関する法律の規定）</p> <p>第一条 職業安定法（以下「法」という。）<u>第五条の五第一項第三号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。</u></p> <p>一 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）<u>第四条、第五条、第十五条第一項及び第三項、第二十四条、第三十二条、第三十四条、第三十五条第一項、第三十六条第六項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第三十七条第一項及び第四項、第三十九条第一項、第二項、第五項、第七項及び第九項、第五十六条第一項、第六十一条第一項、第六十二条第一項及び第二項、第六十三条、第六十四条の二（第一号に係る部分に限る。）、第六十四条の三第一項、第六十五条、第六十六条、第六十七条第二項並びに第四百十一条第三項の規定（これらの規定を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）<u>第四十四条（第四項を除く。）の規定により適用する場合を含む。</u>）</u></p> <p>二 法第五条の三第一項（労働者の募集を行う者に係る部分に限る。）、<u>第二項及び第三項、第五条の四（労働者の募集を行う</u></p>

を行う者に係る部分に限る。）、及び第二項（労働者の募集を行う者に係る部分に限る。）、第五条の五（労働者の募集を行う者に係る部分に限る。）、第五条の六第三項、第三十六条、第三十九条（労働者の募集を行う者に係る部分に限る。）並びに第四十条、法第四十二条の二において読み替えて準用する法第二十條（労働者の募集を行う者に係る部分に限る。）並びに法第五十一条（労働者の募集を行う者に係る部分に限る。）の規定

三〇六（略）

者に係る部分に限る。）、第五条の五第三項、第三十六条、第三十九条（労働者の募集を行う者に係る部分に限る。）、第四十条、第四十二条の三において読み替えて準用する法第二十条（労働者の募集を行う者に係る部分に限る。）並びに第五十一条（労働者の募集を行う者に係る部分に限る。）の規定

三 最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）第四条第一項の規定

四 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第三百三十二号）第三十条の二第一項及び第二項（同法第三十条の五第二項及び第三十条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定（同法第三十条の二第一項の規定を労働者派遣法第四十七条の四の規定により適用する場合を含む。）

五 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第五条から第七条まで、第九条第一項から第三項まで、第十一条第一項及び第二項（同法第十一条の三第二項、第十七条第二項及び第十八条第二項において準用する場合を含む。）、第十一条の三第一項、第十二条並びに第十三条第一項の規定（これらの規定を労働者派遣法第四十七条の二の規定により適用する場合を含む。）

六 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六条第一項、第九条の三第一項、第十条、第十二条第一項、第十六条（同法第十六条の四及び第十六条の七において準用する場合を含む。）、

第十六条の三第一項、第十六条の六第一項、第十六条の八第一項（同法第十六条の九第一項において準用する場合を含む。）
、第十六条の十、第十七条第一項（同法第十八条第一項において準用する場合を含む。）、第十八条の二、第十九条第一項（同法第二十条第一項において準用する場合を含む。）、第二十条の二、第二十一条第二項、第二十三条第一項から第三項まで、第二十三条の二、第二十五条第一項及び第二項（同法第五十二条の四第二項及び第五十二条の五第二項において準用する場合を含む。）並びに第二十六条の規定（これらの規定を労働者派遣法第四十七条の三の規定により適用する場合を含む。）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第二十四条の七第一項の法令の規定）</p> <p>第七条の三 法第二十四条の七第一項の政令で定める建設工事の施工又は建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 職業安定法第四十四条、第六十三条第一号及び第六十五条第九号</p> <p>五・六 （略）</p>	<p>（法第二十四条の七第一項の法令の規定）</p> <p>第七条の三 法第二十四条の七第一項の政令で定める建設工事の施工又は建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 職業安定法第四十四条、第六十三条第一号及び第六十五条第八号</p> <p>五・六 （略）</p>

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第十三条（略）</p> <p>2 法第十四条第一項、第十五条第一項及び第二項、第七十条第二項並びに第七十一条第二項の規定による行政庁の権限（都道府県の知事及び経済産業大臣に属するものを除く。）のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 法第二条第一項第八号に掲げる者（全国を地区とするものを除く。）が単独で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業（<u>職業紹介等</u>（職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第四条第一項に規定する職業紹介、同条第六項に規定する募集情報等提供、同条第八項に規定する労働者供給及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第一号に規定する労働者派遣をいう。次号及び次条第三号において同じ。）に係るものを除く。）の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属するものに関する厚生労働大臣の権限 当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長（四国厚生支局の管轄する区域にあつては、四国厚生支局長。次号及び次条第三号において同じ。）</p>	<p>第十三条（略）</p> <p>2 法第十四条第一項、第十五条第一項及び第二項、第七十条第二項並びに第七十一条第二項の規定による行政庁の権限（都道府県の知事及び経済産業大臣に属するものを除く。）のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 法第二条第一項第八号に掲げる者（全国を地区とするものを除く。）が単独で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業（<u>職業紹介</u>（職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第四条第一項に規定する職業紹介をいう。次号及び次条第三号において同じ。）<u>、労働者供給</u>（同条第七項に規定する労働者供給をいう。次号及び次条第三号において同じ。）<u>及び労働者派遣</u>（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第一号に規定する労働者派遣をいう。次号及び次条第三号において同じ。）に係るものを除く。）の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属するものに関する厚生労働大臣の権限 当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長（四国厚生支局の管轄する区域</p>

六 特定事業者が共同で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業（職業紹介等及び社会保険労務士業務（社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項及び第二条の二第一項に規定する業務並びに同法第二十五条の九第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める業務をいう。次条第三号において同じ。）に係るものを除く。）の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属するものうち、その代表者が個別特定事業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別特定事業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域に含む地方厚生局（四国厚生支局の管轄する区域にあつては、四国厚生支局。以下この号において同じ。）又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る地方厚生局が同一であるものに関する厚生労働大臣の権限 当該地方厚生局長

イ その地区が一の地方厚生局の管轄区域を超えない地区組合
ロ その行う事業が一の地方厚生局の管轄区域内に限られる法

第二条第五項第八号に規定する一般社団法人

七〇十二（略）

第十四条 法第十七条第一項及び第七項、第十八条第一項から第三項まで、第十九条、第二十七条第二項及び第三項、第七十条第三項並びに第七十一条第二項（認定経営力向上計画の実施状況に係るものに限る。）の規定による主務大臣の権限のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

一・二（略）

にあつては、四国厚生支局長。次号及び次条第三号において同じ。）

六 特定事業者が共同で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業（職業紹介、労働者供給、労働者派遣及び社会保険労務士業務（社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項及び第二条の二第一項に規定する業務並びに同法第二十五条の九第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める業務をいう。次条第三号において同じ。）に係るものを除く。）の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属するものうち、その代表者が個別特定事業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別特定事業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域に含む地方厚生局（四国厚生支局の管轄する区域にあつては、四国厚生支局。以下この号において同じ。）又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る地方厚生局が同一であるものに関する厚生労働大臣の権限 当該地方厚生局長

イ その地区が一の地方厚生局の管轄区域を超えない地区組合
ロ その行う事業が一の地方厚生局の管轄区域内に限られる法

第二条第五項第八号に規定する一般社団法人

七〇十二（略）

第十四条 法第十七条第一項及び第七項、第十八条第一項から第三項まで、第十九条、第二十七条第二項及び第三項、第七十条第三項並びに第七十一条第二項（認定経営力向上計画の実施状況に係るものに限る。）の規定による主務大臣の権限のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

一・二（略）

三 特定事業者等が単独で又は共同で作成した経営力向上計画であつて当該経営力向上計画に従つて行われる経営力向上に係る事業（職業紹介等及び社会保険労務士業務に係るものを除く。）の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属するものに関する厚生労働大臣の権限（法第十七条第七項、第十八条第三項並びに第二十七条第二項及び第三項の規定によるものを除く。）に当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長

四〇七 （略）

三 特定事業者等が単独で又は共同で作成した経営力向上計画であつて当該経営力向上計画に従つて行われる経営力向上に係る事業（職業紹介、労働者供給、労働者派遣及び社会保険労務士業務に係るものを除く。）の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属するものに関する厚生労働大臣の権限（法第十七条第七項、第十八条第三項並びに第二十七条第二項及び第三項の規定によるものを除く。）に当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長

四〇七 （略）

○ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百四十六号）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（児童の健全な育成に障害を及ぼす罪）</p> <p>第一条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（次条において「法」という。）第十四条第一項の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第六十三条第一号に規定する罪（児童である求職者に対して暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の不自由に拘束する手段によって行われる職業紹介、児童に対する労働者の募集又は児童である労働者を対象とする労働者の供給に係るものに限る。）、同条第二号に規定する罪（児童である求職者に対する職業紹介、児童に対する労働者の募集、児童に対する労働者の募集に関する情報若しくは労働者になろうとする児童に関する情報を対象とする募集情報等提供又は児童である労働者を対象とする労働者の供給に係るものに限る。）又はこれらの罪に係る同法第六十七条に規定する罪</p> <p>九～二十五 （略）</p>	<p>（児童の健全な育成に障害を及ぼす罪）</p> <p>第一条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（次条において「法」という。）第十四条第一項の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第六十三条第一号に規定する罪（児童である求職者に対して暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の不自由に拘束する手段によって行われる職業紹介、児童に対する労働者の募集又は児童である労働者を対象とする労働者供給に係るものに限る。）、同条第二号に規定する罪（児童である求職者に対する職業紹介、児童に対する労働者の募集又は児童である労働者を対象とする労働者供給に係るものに限る。）又はこれらの罪に係る同法第六十七条に規定する罪</p> <p>九～二十五 （略）</p>

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（職業安定局の所掌事務）</p> <p>第八条 職業安定局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 職業紹介、労働者の募集、募集情報等提供事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督に關すること（人材開発統括官の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>五～十四 （略）</p> <p>（需給調整事業課の所掌事務）</p> <p>第七十八条 需給調整事業課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 職業紹介、労働者の募集、募集情報等提供事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督に關すること（人材開発統括官及び雇用開発企画課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>二～四 （略）</p>	<p>（職業安定局の所掌事務）</p> <p>第八条 職業安定局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督に關すること（人材開発統括官の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>五～十四 （略）</p> <p>（需給調整事業課の所掌事務）</p> <p>第七十八条 需給調整事業課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督に關すること（人材開発統括官及び雇用開発企画課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>二～四 （略）</p>